

市第44号議案

横浜市建築基準条例等の一部改正

横浜市建築基準条例等の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例等の一部を改正する条例

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第1条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第4号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「、幼稚園」を削る。

（横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正）

第2条 横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「第45条第1項」を「第54条第1項」に、「第51条の9第1項」を「第70条第1項」に改める。

別表備考3(2)中「第82条の2」を「第124条」に改め、同表備考3(3)中「第83条」を「第134条」に改め、同表備考4(1)中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「児童及び幼児」を「幼児及び児童」に、「小学部及び幼稚部」を「幼稚部及び小学部」に改め、同表備考4(2)中「児童及び幼児」を「幼児及び児童」に改める。

（横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正）

第3条 横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「第45条第1項」を「第54条第1項」に、「第51条の9第1項」を「第70条第1項」に改め、同項第2号中「第52条の2」を「第84条」に、「第54条」を「第86条」に改める。

（横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正）

第4条 横浜市貸切旅客自動車条例（昭和40年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「通学または通園する児童、生徒または幼児」を「通園し、又は通学する幼児、児童又は生徒」に改める。

（横浜市学令児童生徒就学奨励条例の一部改正）

第5条 横浜市学令児童生徒就学奨励条例（昭和26年10月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例

第1条中「第25条及び第40条」を「第19条」に、「学令児童及び学令生徒」を「学齡児童及び学齡生徒」に、「子弟」を「学齡児童等」に改める。

第2条中「奨励金」を「奨励金」に、「子弟」を「学齡児童等」に改める。

第3条第1項中「就学奨励金交付申請書」の次に「（以下「申請書」という。）」を加え、「子弟」を「学齡児童等」に、「委員会」を「委員会」に改める。

第4条中「申請者の子弟」を「当該申請に係る学齢児童等」に改める。

第6条第1項中「子弟」を「、学齢児童等」に改める。

(横浜市国際学生会館条例の一部改正)

第6条 横浜市国際学生会館条例(平成5年12月横浜市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第82条の2」を「第124条」に改める

。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市建築基準条例等の一部を改正する必要があるので提案する。